

一関市議会委員会条例の一部を改正する条例

一関市議会委員会条例（平成 17 年一関市条例第 215 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 4 項を加える。

（藤沢町の編入に伴う常任委員及び議会運営委員の定数等の特例）

- 3 藤沢町の編入の日（以下「編入日」という。）以後の常任委員会の委員の定数については、藤沢町の編入の際現に一関市議会の議員である者の残任期間に相当する期間に限り、第 2 条第 1 号中「9 人」とあるのは「10 人」と、同条第 2 号及び第 3 号中「8 人」とあるのは「9 人」とする。
- 4 編入日の前日において、この条例による改正前の一関市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）第 7 条の規定により選任されていた常任委員及び議会運営委員（以下「委員」という。）並びに旧条例第 8 条の規定により選任されていた委員長及び副委員長（以下「委員長等」という。）であった者は、改正後の一関市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定による委員及び委員長等に選任されたものとみなし、旧条例の規定により選任されていた委員及び委員長等の任期は、旧条例第 3 条及び第 8 条の規定にかかわらず、編入前の藤沢町の区域を選挙区とする議会議員の増員選挙のあった日以後、新条例第 7 条の規定により議長が指名する日の前日までとする。
- 5 編入日の前日までに、旧条例第 2 条に規定する各常任委員会及び議会運営委員会に付託された事件は、新条例に規定する各常任委員会及び議会運営委員会に付託されたものとみなす。
- 6 編入日の前日までに、旧条例第 2 条に規定する各常任委員会及び議会運営委員会に付議された閉会中の継続調査は、新条例に規定する各常任委員会及び議会運営委員会に付議されたものとみなす。

附 則

この条例は、平成 23 年 9 月 26 日から施行する。

東京電力福島第1原子力発電所事故に伴う速やかな損害賠償を求める
意見書

東京電力福島第1原子力発電所の放射能漏れ事故が発生し、本市においても農業、生活環境など、市民生活に大きな影響が出ております。

本市は総合食糧基地を標榜する岩手県において、農業生産額が第1位であり、農業が基幹産業であります。

事故発生により、肉牛の出荷停止の措置がとられ、現在は出荷が再開されたものの、価格は大暴落となっています。

また、基準値を超える牧草、堆肥の処分など、国の明確な方針が決まらず、農業経営が限界となっています。

国の原子力損害賠償紛争審査会では8月5日に損害賠償に関する中間指針を決定したところですが、岩手県では9月を目途に全農が中心となり、損害賠償のとりまとめを行うことになっています。

この全農からの損害賠償に対しては、取りまとめた内容を国の責任で原子力損害賠償紛争審査会に盛り込むとともに、現場の実態に即したすべての被害について、損害賠償の支払いをスピードを持って対処するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

岩手県一関市議会

内閣総理大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

原油高騰への緊急対策を求める意見書

原油の高騰が続いている。電力供給が減っている中、冬の暖房は灯油に頼らざるを得ないが、昨年冬は1缶1,700円を超える高値に家計は圧迫され、今年はそれを上回る値上げが心配されている。そればかりではなく、石油製品の高騰は、燃料や資材の値上げとなって、中小零細企業や農林漁業にも大きな打撃を与えている。

東日本大震災により、多くの県民が苦しんでおり、地域経済も疲弊している。このままではくらしや経営が成り立たず、例年とは違う救援策が必要である。

さらに、大震災では石油製品の極端な量不足が生じたが、安定供給と安定価格に関しては、政府の政治的責任を果たされたい。

また、原油高騰の原因は、「投機マネー」が主犯格だといわれている。需給に基づく妥当な原油価格は、1バーレル60ドル程度だとされているが、原油への巨額な投機マネーの流入が、100ドル以上の高値を継続させ、世界経済にダメージを与えている。石油製品の価格と安定供給は、世界の国々の経済や人々の生活の安定に不可欠であり、日本政府は各国と連携して、投機マネーの規制対策を講じる必要がある。

よって、国においては下記事項の対策を緊急に講じられるよう強く要請する。

記

- 1 灯油高騰の要因となっている「原油の投機マネーの流入」について、日本が率先して各国と連携し、規制を行うこと
- 2 灯油の安定的な量の確保と、適正価格に政府が責任を持つこと。在庫を削減することで出荷規制や価格の便乗値上げが行われる状況を作らせないと
- 3 「福祉灯油」の拡充など、東日本大震災の被災者や低所得者、零細中小企業、農林漁業者の救済となるように、緊急の支援対策を行うこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年 9 月 22 日

岩手県一関市議会

内閣総理大臣 殿
外務大臣 殿
財務大臣 殿
厚生労働大臣 殿
農林水産大臣 殿
経済産業大臣 殿
内閣府特命担当大臣(防災) 殿

読売テレビへ抗議と訂正放送要求、BPO(放送倫理番組向上機構)「放送倫理検証委員会」への申し立てを求める決議

9月4日午後1時30分から全国ネット放送された読売テレビ系列の番組「たかじんのそこまで言って委員会」で中部大(愛知県)の武田邦彦教授は、(東北の野菜を食べると僕らはどうなる、の問いに)「健康を害しますから、できるだけ捨ててください・・・」

畑に青酸カリがまかれた。青酸カリをのけてから植えてくれ」

「一関市に海を通り放射性物質が落ちている。0.5 μ svになりました」

「1年5msv以上の被曝は、成人男子でも労災扱いになるんです」

等、明らかに事実と異なる内容を繰り返し発言し、出演者の一人から表現の仕方に問題がありこのまま放送することは問題と指摘されたにもかかわらず、読売テレビは全国放送し、インターネットを通じて繰り返し視聴されている。

3月11日東日本大地震は、死者・行方不明者合わせて19,867人、住宅、店舗工場などの被害は被害総額さえいまだに不明という戦後最大最悪の災害となり、一関市民を含む多くの国民が苦しんでいる。

これに加えて3月12日から15日にかけて連続して水素爆発した福島第一原発事故により撒き散らかされた放射性物質による放射能汚染は正確な情報が伝えられないまま時間の経過とともに、その深刻な事態に不安と怒りが渦巻いている。そういう状況下でも当市は県下に先駆けて、全保育園・幼稚園・小中学校の放射線調査、除染に取り組み、市民、とりわけ子どもたちの安全に努力している。農産物の安全についても、県当局に働き掛け、放射性物質の調査を行い安全なもの以外出荷しない体制確立に、農業者団体と協力して取り組み中である。

しかるに事実と異なる内容を一方的に公共の電波により全国放送する姿勢を見過ごすことはできるものではない。よって、この番組を放送した読売テレビへの厳重なる抗議と訂正放送の要求、BPO「放送倫理検証委員会」へ一関市として申し立てることを求めて、決議する。

平成23年9月22日

岩手県一関市議会

被災した県立大東病院の早期改築を求める意見書

建築後 40 年近く経過し、大東町時代から再々改築を要請してきた県立大東病院は、3 月 11 日の東日本大震災により 3 病棟のうち 2 病棟が使用不能状態になっている。

県医療局は、地元からの強い要望を受け、残る 1 病棟に検査機器を移設し、検査機能確保しての外来対応を始めている。しかし、県南のリハビリ機能と大東地域唯一の入院機能は失われたままであり、住民の方々に不安が広がっている。

震災後、6 ヶ月を経過した今日においても、具体的な計画がない状況が続くことは異常である。被災地にとって、安心して医療を受けられる環境整備は急務中の急務である。

ついては、リハビリ機能と入院機能回復のため、被災した二つの病棟の一日も早い改築を求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年 9 月 22 日

岩手県一関市議会

岩手県知事 殿

岩手県医療局長 殿

花泉診療所への常勤医師確保を求める意見書

県当局が県立病院の再編計画のモデルとして推進した県立花泉病院は、有床診療所化、民営化と、短い期間に大きくその姿を変えました。

「地元から入院できる医療機関がなくなるのではないか」「民営化して医師が確保できるのか」等々、不安が広がるなかでのスタートでした。

しかし、県当局は、「常勤医師二人を確保すること。ほかに非常勤医師も三人確保するからまったく心配ない」と説明・説得してまいりましたが、開業以来常勤医師は一人のみ。

最近、やっと落ち着いた常勤医師が退職するとの情報が広がり、いよいよ常勤医師がゼロになるのではと不安が強まってきている。

県当局の強いリードで変更させられた経過からして、県の責任で常勤医師二人体制を早期に実現するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 23 年 9 月 22 日

岩手県一関市議会

岩手県知事 殿